造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

（写真の提出）

1　作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、造林事業については２部、治山事業については３部、提出するものとする。

（準備器材）

2　写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。

ア　写真機（予備を用意しておく）

イ　作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。

ウ　植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

（写真撮影）

3　写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

ア　被写体には、必ず２．イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。

イ　撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確かめなければならない。

ウ　提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

エ　作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。

オ　作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

（写真整理）

4　撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

5　デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。

ア　画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ　記録形式はＪＰＥＧとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。

ウ　有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

エ　印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で３年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

6　この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

（放射線障害防止措置）

1　請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

2　作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

3　刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

(1)　植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行なわなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、渓畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。

(2)　刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。

(3)　刈高は周辺植栽木の高さ 1／3 以下とすること。

(4)　植栽木等にからまっているつる類は根元から取り除くこと。

(5)　二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して１本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。

(6)　検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月２回程度）、部分検査を受けなければならない。また、２回刈作業の場合は、１回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（苗木の許容損傷率）

4　下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

林令 ／ 樹種	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
ス　　ギ	８％	８％	６％	６％	４％	４％
カ　ラ　マ　ツ	8	8	6	6	4	4
そ　の　他　針	8	8	6	6	4	4
広　　葉　　樹	8	8	6	6	4	4

林令（　）は秋植の場合

5　上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

6　作業歩道は、幅員 0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

7　針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等

広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

8　この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

1　請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

2　作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

3　刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

(1)　植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行なわなければならない。
　ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
　また、渓畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。

(2)　刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。

(3)　刈高は周辺植栽木の高さ 1／3 以下とすること。

(4)　植栽木等にからまっているつる類は根元から取り除くこと。

(5)　二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して１本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。

(6)　検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月２回程度）、部分検査を受けなければならない。また、２回刈作業の場合は、１回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（刈払い仕様）

4　刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。
　【必要に応じて追記】また、傾斜 15°以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

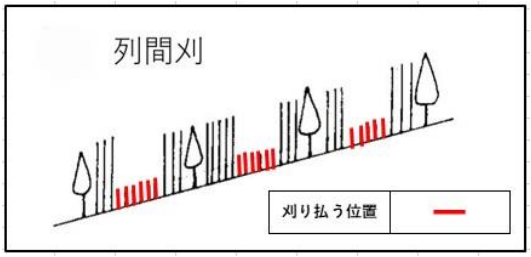

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	（ 1.7m）	

【植栽本数に応じて、刈幅を変更する】

（苗木の許容損傷率）

5　下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹　種 ＼ 林　令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
ス　　ギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カ　ラ　マ　ツ	8	8	6	6	4	4
そ　の　他　針	8	8	6	6	4	4
広　　葉　　樹	8	8	6	6	4	4

林令（　）は秋植の場合

6　上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
　ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

7　作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

8　針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
　広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
　　オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

9　この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐Ⅱ類作業仕様書（本数調整伐Ａ）

（放射線障害防止措置）

1　請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

2　作業地の区域は別紙図面のとおりであり、周囲線は　　によって標示しているが不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

3　造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また、造林木等であっても、成長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。

また、渓畔周辺の作業方法についても監督員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

4　除伐Ⅱ類の方法については、監督職員の指示によるが次に留意の上行なわなければならない。

(1)　伐採対象木は、林分構成、樹冠配置等によるが生長及び形質不良木等を対象に概ね胸高直径６cm以下を目安とする。

(2)　伐除する高さは地際から　cm 程度とする。

(3)　伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。

(4)　伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。

(5)　造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。

(6)　伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。

(7)　伐除木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。

整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（有用天然木の範囲）

5　針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

6　保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（４（５）を除く。）によるほか、「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。

7　この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

保育間伐作業仕様書（本数調整伐Ｂ）

（放射線障害防止措置）

1　請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

2　作業区域は、別紙図面のとおりであり、区域外縁立木に　　で標示しているが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

（間伐木等）

3　標準地調査法による調査箇所の伐倒すべき立木は、標準地内（伐倒木は黄色テープにより選木）を目安にして伐倒しなければならない。

4　各小班の間伐するべき本数及び小班内渓畔周辺の作業について監督員と確認の上､作業すること。

なお、間伐するべき本数が８０％に満たない場合及び１２０％以上と見込まれる場合は、現地の状況を監督員と協議し、その協議内容を記載しておかなければならない。

（伐倒木の処理）

5　伐倒木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。

6　伐倒木について、残存木等の生育、歩道上等で歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、玉切りして集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。

7　伐倒木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。

整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（実行上の注意）

8　作業に際しては、残存木を損傷しないよう特に注意しなければならない。

9　造林木等に巻きついたつる類は、出来る限り根元から抜き取るか、切断しなければならない。

（その他）

10　保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（９）を除く。）によるほか、「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。

11　この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。